土地の所在	高松市香川町大野字六反地 1281-10, 1282-1, 1283-1, 1283-2

造成計画平面図

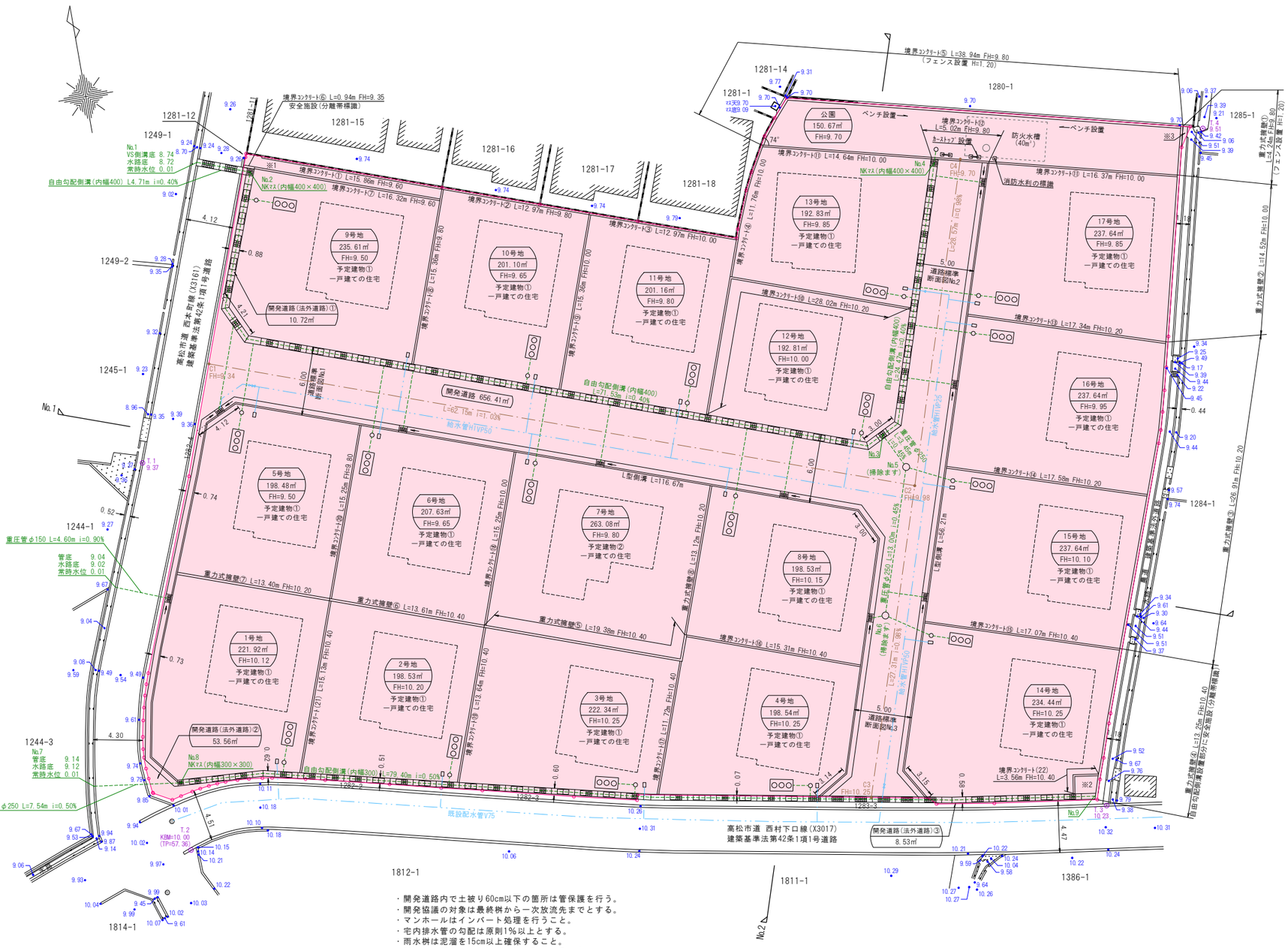

凡　例	
	開発区域
	掃除ます φ600
	排水管
	宅内最終桝 φ350（取付管 VUφ150）
	街渠桝（取付管 VUφ150）(1.0%以上)
	給水管（HIVP50, HIVP25）
	量水器（φ20HIVP）
	仕切弁
	ドレンバルブ φ25
	開発道路中心線

盛土　　切土

※1 その他①(緑地)　17.36㎡ FH= 9.50
※2 その他②(ゴミ置場)　3.20㎡ FH=10.25
※3 その他③(農道拡幅)　0.57㎡ FH= 9.39～9.51

・開発道路内で土被り60cm以下の箇所は管保護を行う。
・開発協議の対象は最終桝から一次放流先までとする。
・マンホールはインバート処理を行うこと。
・宅内排水管の勾配は原則1%以上とする。
・雨水桝は泥溜を15cm以上確保すること。
・宅内排水管の土被りは20cm以上確保すること。
・マンホール蓋は、浮上防止型で汎用品を使用する。
（6m以上の道路…T-25、6m未満の道路…T-14）
・重圧管においては、支管接合を行う。
・管が交差する場合、クリアランスを最低10cmは確保する。
・街渠桝のグレーチングの耐荷重は、6m以上の道路でT-20、6m未満の道路でT-14とする。
・汚水については合併浄化槽にて処理する。
・浄化槽処理水は宅内最終桝を経由して放流する。
・最終桝(φ350)については、深度 900mmまでとする。
・本管上での取付管間隔は、1.00m以上とする。
・自由勾配側溝のコンクリート蓋版及びグレーチングの耐荷重はT-25。
・ＮＫマスのグレーチングの耐荷重はT-25。
・自由勾配側溝について、道路横断箇所は横断用、その他の箇所は標準用で施工する。
・公園用地の雨水を集水する桝には穴あき蓋を使用する。
・その他③(農道拡幅)用地で構造物等が無い部分の境界明示は境界標識の設置を行う。
・1号地,2号地,3号地については、建築基準法第43条の接道規定について、建築計画時にあらかじめ高松市建築指導課と協議を行うこと。

縮　尺	1／400

開発許可 年　月　日	
第　　号	令和　年　月　日
申請者	
株式会社 ライフィックス 代表取締役 向井信朝	
作成者 住所・氏名	
高松市川島本町弐八八番地壱 土地家屋調査士 横井　智　㊞	